

公益社団法人日本口腔インプラント学会 中部支部会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この支部は、定款施行細則第3条第1項に基づき、公益社団法人日本口腔インプラント学会中部支部（以下「本支部」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本支部の事務局は、支部長の指定する場所に置く

2 本支部の事務局では、支部の事務処理を行う。

第2章 目的及び業務

(目的)

第3条 本支部の目的は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）定款第4条とする。

(事業)

第4条 本支部は、毎年1回の支部学術大会の開催を含め、前条の目的の達成と支部運営のため必要な事業を行う。

第3章 会員及び代議員

(支部会員)

第5条 本支部は本会定款第6条で定める会員で、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県に在住又は勤務する者を支部会員と称し、その者により組織される。

(支部代議員)

第6条 支部代議員は、本支部に在籍する本会代議員をもってあて、支部役員とともに支部代議員会（総会）を組織する。

(支部代議員の選出)

第7条 支部代議員の選出は、本会代議員選挙規程に定めるもののほか、別に定める本支部代議員選出規程による。

第4章 支部役員

(支部役員)

第8条 本支部に次の支部役員を置く。任期は2年とし、再任を妨げない。

支 部 長	1名
副支部長	4名
支部選出理事	2名（本会役員推薦規程に基づく配分数）
専 務	1名

会 計	1名
支部監事	2名

(支部役員を選任及び職務)

第9条 支部選出理事候補者及び支部長の選任は、本会役員推薦規程及び本支部選挙規程・選挙規程細則による。

- 2 支部長は、支部選出理事候補者の中から選任する。
- 3 支部長は、本支部を代表し、会務を総括する。支部長に支障があるときは、支部代議員会（総会）において副支部長から1名を選任し、支部長の職務を代行する。ただちに、これを理事会へ届け出る。
- 4 副支部長は、本支部の各県（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）、それぞれの支部代議員により、推薦等による合意を得て副支部長として、各県1名ずつを選出し、支部代議員会（総会）で承認を得、支部長はこれを委嘱する。
- 5 専務は、支部代議員より支部長が推薦し、支部代議員会（総会）で承認する。
- 6 会計は、支部代議員より支部長が推薦し、支部代議員会（総会）で承認する。
- 7 支部監事は、支部代議員会（総会）で推薦し、支部代議員会（総会）において選出し、支部長はこれを委嘱する。
- 8 支部監事は、会計監査及び業務監査をする。

第5章 支部会議

第10条 本支部会則第3条の事業を遂行するために会議（以下「支部会議」という。）を招集する。支部会議は支部代議員会（総会）、支部役員会、及び支部会務報告会とする。

(支部代議員会)

第11条 支部代議員会（総会）は、毎年2回以上支部長が招集する。ただし、支部長が必要と認めたときは招集することができる。

- 2 副支部長2名以上、又は支部代議員の3分の1以上の要請があれば、支部長は支部代議員会（総会）を開催しなければならない。
- 3 支部代議員会（総会）は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。なお、委任状は出席とみなす。
- 4 支部代議員会（総会）の議長は、会議のつど、出席構成員の互選で定める。
- 5 支部代議員会（総会）の議決は、出席した構成員の過半数の賛成により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、支部監事は議決権を持たない。なお、委任状は出席とみなす。
- 6 支部代議員会（総会）の議事については議事録を作成し、議事録署名人2名を要す。なお、議事録署名人は出席者の中から選出する。

(支部役員会)

第 12 条 支部役員会は本支部の会務の運営および執行について協議する。

(支部会務報告会)

第 13 条 支部会務報告会は、支部会則第 5 条に定める支部会員をもって組織する。

2 毎年 1 回の支部会務報告会を招集する。

3 支部会務報告会の議事については議事録を作成する。

第 6 章 事業

(事業)

第 14 条 本支部は、支部学術大会を毎年 1 回開催する。

2 支部学術大会大会長は、支部代議員会（総会）において選任する。

3 支部学術大会大会長の任期は、前年度の学術大会終了の翌日から担当年度の学術大会終了の日までとする。

4 支部学術大会大会長は、当該学術大会を実行委員会とともに企画し、主宰する。

(委員会)

第 15 条 本支部は、支部の事業運営のため、支部代議員会（総会）の議を経て、委員会を置くことができる。

2 支部長は、本支部の代議員の中から委員長及び副委員長及び委員を指名し、業務を委任する。

(表彰)

第 16 条 本支部は、支部代議員会（総会）の議を経て、各種表彰を行うことができる。

(その他の事業)

第 17 条 その他、本支部は、支部代議員会（総会）で必要と認めた事業を行うことができる。

第 7 章 資産及び会計

(支部会計)

第 18 条 本支部の資産は、本会からの交付金及び学術大会開催に伴う収入により支弁する（本部定款施行細則第 12 条）。

2 本支部の会計は、支部監事による監査を受けた後、支部代議員会（総会）の議を経て、本会へ報告する。

(会計年度)

第 19 条 本支部会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 8 章 補 則

(支部顧問)

第 20 条 本支部に若干名の支部顧問を置くことができる。支部顧問は支部長経験者及び
本会名誉会員者とし、役職を持たない。又、本支部代議員会（総会）において
は発言権をもつが、議決権は有しない。

(改正)

第 21 条 本支部会則の変更は、支部代議員会（総会）の議を経て、理事会の承認を得な
ければならない。

(その他)

第 22 条 本支部会則に記載なき事項は、支部長が支部代議員会（総会）に諮り決定す
る。

附 則

1. 本規則は、公益社団法人日本口腔インプラント学会の登記の日（平成 22 年 1 1 月
1 1
日）から施行する。
2. 本会則は、平成 26 年 3 月 15 日に一部改正し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
3. 本会則は、平成 26 年 6 月 1 日に一部改正し、同日から施行する。